

## 浄化槽の廃止に伴う最終清掃の実施について

建物解体時や、公共下水道への切替え等に伴い、使用していた浄化槽を廃止した場合は、浄化槽汚泥等の引き抜き後に消毒を行う最終清掃を実施してください。

浄化槽内に付着したし尿や浄化槽汚泥は「一般廃棄物」に該当し、最終清掃を実施しないで、そのまま投棄したり埋めてしまう行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する「不法投棄」に該当し、違反した時は罰則に処せられます。

最終清掃は、市の許可を受けた業者に必ず依頼してください。